行政評価シート（事務事業評価）

評価年度	28年度

事業名	浄化槽設置促進事業	担当課	上下水道課
細分化した事業名			

1 計画（PLAN）：事務事業の計画的位置づけ

第6次長期総合計画での目的体系	基本方向	心地よい定住環境のあるまちづくり
	政策	自然を生かし、自然にやさしいまちづくりの推進
	施策	環境衛生の推進
関連する個別計画等		根拠条例等：浄化槽普及事業費補助金交付要綱

2 計画（PLAN）：事務事業の概要

事業の目的	下水道区域外の生活雑排水を適正に処理する。
事業の手段	浄化槽設置者に設置費用の一部を補助する。
事業の対象	下水道供用開始区域外及び下水道認可区域外に指定の合併浄化槽を設置する者。

3 実施（DO）：投入費用及び従事職員の推移（インプット＝費用＋作業）

		25 年度	26 年度	27 年度
A 事業費	（千円）	21,804	15,078	9,166
財源内訳	国・県支出金	14,536	10,052	6,110
	その他（使用料・借入金ほか）	0	0	0
	一般財源	7,268	5,026	3,056
B 担当職員数（職員 E）	（人）	0.4	0.4	0.4
C 人件費(平均人件費×E)	（千円）	2,597	2,718	2,686
D 総事業費(A+C)	（千円）	24,401	17,796	11,852

主な事業費用の説明	国、県、市それぞれ 1/3 補助金

注）平均人件費は各年度決算額(職員給与費)から算出した 25 年度（6,491 円）,26 年度（6,794 千円）,27 年度（6,715 千円）を使用しています。

4 実施（DO）：事業を数字で分析（アウトプット＝事業量）

		指標名	指標の算出方法	実績値 25 年度	26 年度	27 年度
活動指標	1	設置基数	設置基数	61 基	42 基	24 基
	2	対象人数	浄化槽設置した総人数	399 人	246 人	155 人
	3					

妥当性		■ A 妥当である　□ B ほぼ妥当である　□ C 妥当でない
上記活動指標と妥当性の説明	1	下水道計画認可区域外の公共水域の水質汚濁防止に合併浄化槽の設置が行われている。
	2	下水道計画認可区域外に居住する方達から排出される汚水処理が行われている。
	3	

5 評価（CHECK）： 事務事業評価 （アウトカム＝成果・効果）

		指標名	指標の算出方法	実績値		
				25 年度	26 年度	27 年度
成果指標もしくはまちづくり指標	1	設置助成率	設置(助成)基数／申請基数(%)	100	100	100
	2	助成率(人数対比)	助成金額／対象人数(千円)	54.6	61.3	59.1
	3	助成率(基数対比)	助成金額／助成基数(千円)	357	359	382

成 果		□ A 上がっている ■ B ほぼ上がっている □ C 上がっていない
上記指標の妥当性と成果の内容説明	1	新築及び単独浄化槽からの切り替えの要望に応えた助成が効果的にできている。
	2	人数との比較によると、一人当たり平均した補助となっている。
	3	平成 26 年 4 月の消費税 8%への移行前に一般家庭用の小型の合併浄化槽が多く設置された反動により、一般家庭用小型合併浄化槽の設置は少なくなり、中型以上の設置が増加したことによる一基当たりの補助額の増が考えられる。

事務事業総合評価	□ A 期待以上に達成 ■ B 期待どおりに達成 □ C 期待以下の達成

6 改善（ACTION）：今後の事務事業の展開

今後の事業展開	□ 拡大（コストを集中的に投入する） ■ 一部改善（事務的な改善を実施する） □ 全部改善（内容・手段・コスト・実施主体等の見直しが必要） □ 縮小（規模・内容を縮小、又は他の事業と統合する） □ 廃止（廃止の検討が必要）
事務事業の改善案	改善の概要・方向性（いつまでに、どういう形で具体化するのか） 28 年度の改善計画（今後の事業展開説明） 合併浄化槽設置促進については、下水道による整備区域と合併浄化槽の整備区域と並行して一体的な整備を行い、広域的な生活環境の向上を図る。また、水質保全のために、合併浄化槽の適正な維持管理が必要となるため、環境課と連携しながら周知を行っていく。
過去の改善経過	「水質保全のため、適正な維持管理が必要となるため、環境課と連携しながら周知を図って行く。」このため、年末に浄化槽設置のお宅を環境課と一緒に個別訪問を行い、管理状況の確認、指導を行い、下水道供用開始区域内のお宅には下水道への接続のお願いを行っている。さらに、浄化槽の補助金の確定時には法定検査の申し込みの確認、維持管理の案内通知も一緒に配り、設置後の維持管理の重要性の周知徹底を図っている。
課長所見	生活環境向上の為の生活雑排水による水質汚濁防止対策として合併浄化槽設置促進のために下水道担当にて事務を行っている。年々事務量が多くなるが、環境課と連携しながら事業の推進を図る。